

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正項目

(2020.4.1 更新)

第一章

ページ	修正部分	修正前	修正後
1-44	表中の記載	令第112条第20項	令第112条第21項
1-45	表中の記載	令第112条第20項	令第112条第21項

第二章

ページ	修正部分	修正前	修正後
2-32	(2)イ(ア)の記載	令第112条第10項から第14項及び第18項（第10項から第12項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる特定防火設備、防火設備は、同条第18項第二号ロに規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。	令第112条第11項から第15項及び第19項（第11項から第13項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いられる特定防火設備、防火設備は、同条第19項第二号ロに規定する遮煙性能を有さないものであってもよい。
2-47	表中及び注意書きの記載	令第112条第18項	令第112条第19項